

～女性起業家に対するハラスメントに関する人権相談について～

法務省人権擁護局

【要点】

起業家、スタートアップ関係者等がハラスメントなどの人権侵害に直面した場合、全国の法務局における人権相談が利用可能です。

「自分の悩みは人権侵害かも？」と思ったら、ひとりで悩まず、ご相談ください。

○相談体制

- ・法務局及びその支局において、窓口での面接相談のほか、電話などでも相談を受け付けています。
- ・匿名での相談や、被害を受けた本人以外からの相談も可能です。
- ・性別を問わず、どなたでも人権相談が可能です。
- ・相談内容や個人情報などの秘密は厳守いたします。
- ・相談は無料です。

みんなの人権110番
0570-003-110

○相談後の対応

- ・相談内容等を踏まえ、必要に応じて法務局職員又は人権擁護委員が人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じて警察など様々な関係機関の紹介を行うなど、適切な措置を講じます。

【措置一覧】

- ・援助…関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。
- ・調整…当事者間の関係調整を行います。
- ・説示、勧告…人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
- ・要請…実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
- ・通告…関係行政機間に情報提供し、措置の発動を求めます。
- ・告発…刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
- ・啓発…事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。

(留意事項)

- ・調査は関係者の任意の協力を得て行います。
- ・救済措置は関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので強制力はありません。
- ・調査の結果によっては、侵犯事実が認定できない場合もあります。